

規 則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則六一九六

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（埼玉県人事委員会規則六一一一）の一部を次のように改正する。

別表第一職員採用上級試験の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同表職員採用初級試験の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同表免許資格職職員採用試験の項第六号を削り、経験者職員採用試験の項中第三号を削り、第四号を第三号とする。

別表第四埼玉県病院局組織規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第二号）の項を削る。

別表第五を次のように改める。

1	医師の職
2	歯科医師の職
3	診療放射線技師の職
4	臨床検査技師の職
5	歯科衛生士の職
6	看護師の職
7	理学療法士の職
8	作業療法士の職
9	職業訓練指導員の職
10	児童自立支援専門員の職
11	児童生活支援員の職
12	寮母の職
13	保育士の職
14	学芸員の職
15	臨床心理の職
16	水産の職
17	通訳の職
18	福祉工学の職

- | | |
|----|-----------------------|
| 19 | 環境研究の職 |
| 20 | 言語聴覚士の職 |
| 21 | 歩行訓練士の職 |
| 22 | 精神保健福祉指導の職 |
| 23 | 義肢装具士の職 |
| 24 | 体育指導員の職 |
| 25 | 犯罪鑑識の職 |
| 26 | 音楽隊員の職 |
| 27 | 交通技術の職 |
| 28 | 建築の職（警察本部に置かれるものに限る。） |
| 29 | 病院薬剤師の職 |
| 30 | 児童福祉司の職 |
| 31 | 自動車整備士の職 |
| 32 | 航空整備の職 |

別表第六中 8 を削る。

別表第八埼玉県病院組織規程の項を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。